

京 都 大 学 寄 附 金 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1)～(3) }</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>(寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該申込先の部局の長（事務本部にあっては、寄附の目的に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 部局の長は、寄附金の申込みがあったときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められるものについて、受入れを決定するものとする。</p> <p>2 部局（<u>事務本部</u>を除く。以下この項、第9条第2項及び第10条第2項において同じ。）の長は、前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関（以下「教授会等」という。）の議を経るものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(3) }</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）並びに事務本部及び<u>国際・共通教育推進部</u>をいう。</p> <p>(寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該申込先の部局の長（事務本部及び<u>国際・共通教育推進部</u>（以下「<u>事務本部等</u>」という。）にあっては、寄附の目的に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 部局（<u>事務本部等</u>を除く。以下この項、第9条第2項及び第10条第2項において同じ。）の長は、前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関（以下「教授会等」という。）の議を経るものとする。</p> <p>附 則（令和5年達示第15号）</p> <p>この規程は、令和5年3月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>